|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 国の基本指針 | 資料４－２第５３回大阪府障がい者施策推進協議会(R5.3.24)資料第７期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案） |
| 福祉施設から一般就労への移行等福祉施設から一般就労への移行等 | 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について | ＜目標＞令和８年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和３年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援Ａ型及びＢ型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和８年度中に令和３年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上、概ね1.28倍以上とする。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を５割以上とすることを基本とする。【新規】 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）＞国の基本指針を踏まえ、令和８年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和３年度実績の1.28倍以上とし、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援Ａ型1.29倍以上、就労継続支援Ｂ型1.28倍以上とすることを大阪府の目標として設定する。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を６割以上とする。目標値の設定について国の指針を踏まえ、次のとおり設定する。○ 就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数・就労移行支援等　　　　 令和３年度実績：2,454人　令和８年度目標値（1.28倍）:3,142人　《内訳》・就労移行支援　　　令和３年度実績：1,682人　令和８年度目標値（1.31倍）：2,204人　　　　 ・就労継続支援Ａ型　令和３年度実績：　440人　令和８年度目標値（1.29倍）：　568人　　　　 ・就労継続支援Ｂ型　令和３年度実績：　271人　令和８年度目標値（1.28倍）：　347人府の実情を踏まえ、次のとおり設定する。○ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合　令和３年度実績：5.7割　　令和８年度目標：６割 |
| ＜考え方＞「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組をさらに進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援Ａ型及びＢ型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げる。令和５年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和８年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。 |
| 項目 | 国の基本指針 | 第７期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案） |
| 福祉施設から一般就労への移行等福祉施設から一般就労への移行等 | 一般就労後の定着支援に関する目標について | ＜目標＞就労定着支援事業の利用者数については、令和８年度末の利用者数を令和３年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。【新規】就労定着率については、令和８年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合を２割５分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。【新規】 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業の利用者数については、令和８年度末の利用者数を令和３年度末実績の1.41倍以上とする。就労定着率については、令和８年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合を２割５分以上とする。また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めるよう、市町村へ働きかける。（全市町村に設置）目標値の設定について国の指針を踏まえ、次のとおり設定する。○ 就労定着支援事業の利用者数令和３年度実績：1,263人（※）　令和８年度目標（1.41倍）：1,781人○ 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合　 令和３年度実績：１割４分（※）　令和８年度目標：２割５分※国保連データ（令和４年３月）より府の現状を踏まえ、次のとおり設定する。府内全市町村が、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。 |
| ＜考え方＞就労定着支援事業の利用者数に関する目標については、現在の利用状況のほか、就労移行支援事業等から一般就労への移行を推進していることを踏まえ、その利用者数の増加を目標として設定。障害者が一般就労に安定して定着するためには、職場、ジョブコーチ、就労定着支援、地域の関係機関等により必要な取組・支援が行われることが重要である。このため、就労定着率に関する目標については、就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率を参考として目標を設定。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 国の基本指針 | 第７期大阪府障がい福祉計画の大阪府の成果目標と考え方 |
| 就労継続支援（Ｂ型）事業所における工賃の平均額 | ＜目標＞国の基本指針には記載なし。 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞　大阪府の工賃の令和８年度の目標の設定については、令和３年度の各事業所の目標額と達成状況（実績額）を基に、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて設定する。各市町村においては、管内の就労継続支援B型事業所において設定した令和３年度の目標工賃を踏まえ、目標設定に協力すること。 |
| ＜考え方＞都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障がい福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。 |